

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正
する法律」の施行に伴う教育長の給料の額について
(答 申)

平成 27 年 9 月 24 日

羽村市特別職報酬等審議会

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正
する法律」の施行に伴う教育長の給料の額について

(答 申)

平成 27 年 8 月 27 日付、羽企職発第 6727 号をもって貴職から諮問された標記
の件について、慎重に審議を行った結果、諮問項目について結論を得たので別
紙のとおり答申します。

平成 27 年 9 月 24 日

羽村市長 並 木 心 様

羽 村 市 特 別 職 報 酬 等 審 議 会

会 長 高 山 繁 寿

職務代理 竹 田 滯 子

委 員 伊 藤 保 久

葛 尾 豊

戸 澤 典 子

中 村 孝 春

福 士 和 良

藤 井 孝 之

水 元 春 美

渡 邊 晃

(五 十 音 順)

1 はじめに

本審議会は、羽村市特別職報酬等審議会条例（昭和 39 年条例第 35 号）第 2 条の規定に基づき、平成 27 年 8 月 27 日、羽村市長から「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う教育長の給料の額」について諮問を受けた。

法律の改正により、教育長がこれまでの一般職から特別職に位置づけられたことから、羽村市特別職報酬等審議会において教育長の給料の額が適正かどうか検討するよう要請されたものであり、多角的、かつ、公平中立な立場から活発な審議を行った。

なお、審議にあたっては、現行の 715,000 円に据え置きたい旨の提示を受けた。

2 審議経過

本審議会は、諮問された事項について、審議を行った。

諮問事項を検討するにあたっては、現下の社会経済情勢を踏まえ、本市の財政状況、都内 26 市における教育長の給料月額等の比較及び近年の改定状況、教育長の職責等を総合的に勘案し、適正な報酬等の水準を判断することとした。

教育長の給料の額について

内閣府が発表した本年 8 月の月例経済報告では、「景気は緩やかな回復基調が続いている」としているものの、平成 27 年 4 月～6 月期の国内総生産の成長率は、年率換算で 1.6%減少し、3 四半期ぶりにマイナスに転じるなど、現在の国内の景況感を顧みると景気回復を実感するまでには至っていない状況にある。これは市内においても同様であると思われる。

また、本市の財政運営に目を向けると、歳入の根幹をなす市税収入は、大手企業の業績好調に伴い市民税法人分が大幅に増加するなど、平成27年度は、6年ぶりに普通交付税の「不交付団体」となったが、市民税法人分の割合が高い本市は、企業の景気に市税収入が左右されること、歳出についても児童

福祉費や障害者福祉費などの扶助費、社会保障施策に要する経費の増加が見込まれるとともに、公共施設の老朽化に伴う維持補修や耐震化などに必要とする経費も増大していることから、依然として厳しい財政状況が続いている。

今回の制度改正により、教育長は新たに教育委員会の代表者となり、教育委員会の会務を総務する等、これまで教育委員長が担っていた職責を負うことになり、これらを考慮し、教育長の給料月額を引き上げることが妥当であるという意見がある一方、財政規模等の相違はあるものの、都内26市及び西多摩地区における他の地方自治体の市長、副市長、教育長の給料月額を比較すると、教育長の給料月額は、若干高い水準にあるのではないかという意見もあった。

こうした意見を踏まえ審議した結果、教育長の職責は従前より重くなるものの、現時点では現行の給料月額を据え置きとすることが妥当であるとの意見の集約に至った。

3 結論

前述のとおり活発な審議を進め、総合的に判断した結果、諮問で示されたとおり現行額を据え置くことが適当である。

審議に使用した主な資料

【給料の状況】

- ①羽村市特別職報酬等の現行額と改定状況
- ②26市特別職報酬等一覧表
- ③西多摩地区の特別職給料月額
- ④26市の教育長給料月額の改定状況
- ⑤26市特別職報酬等比較（対市長給料月額）

【市の財政状況】

- ①26市の人口・財政状況
- ②平成25年度市民一人当たり市債残高・積立金残高（グラフ）
- ③特別職人件費の歳出に対する比率

【職員人件費の状況】

- ①人事院勧告（国）
- ②東京都人事委員会勧告